

平成 30 年

奈良市議会12月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 60 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 61 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 62 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 63 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 64 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 65 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 66 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 67 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 68 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 69 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 70 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 71 号	市長専決処分の報告について……………	25
〃 第 72 号	市長専決処分の報告について……………	27
〃 第 73 号	市長専決処分の報告について……………	29
〃 第 74 号	市長専決処分の報告について……………	31
〃 第 75 号	市長専決処分の報告について……………	33
〃 第 76 号	市長専決処分の報告について……………	35
〃 第 77 号	市長専決処分の報告について……………	37
〃 第 78 号	市長専決処分の報告について……………	39
〃 第 79 号	市長専決処分の報告について……………	41
〃 第 80 号	市長専決処分の報告について……………	43
〃 第 81 号	市長専決処分の報告について……………	45
奈良市議案第 103 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	47
〃 第 104 号	平成 30 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）……………	50
〃 第 105 号	平成 30 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）……………	56
〃 第 106 号	平成 30 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 1 号）……………	58
〃 第 107 号	平成 30 年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	60

奈良市議案第 1 0 8 号	平成 3 0 年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	62
〃 第 1 0 9 号	平成 3 0 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 2 号）	156
〃 第 1 1 0 号	平成 3 0 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	177
〃 第 1 1 1 号	奈良市行政組織条例の一部改正について	194
〃 第 1 1 2 号	奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部改正について	197
〃 第 1 1 3 号	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	198
〃 第 1 1 4 号	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	199
〃 第 1 1 5 号	奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について	201
〃 第 1 1 6 号	奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について	203
〃 第 1 1 7 号	奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	207
〃 第 1 1 8 号	奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	210
〃 第 1 1 9 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	211
〃 第 1 2 0 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	213
〃 第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	214
〃 第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について	215
〃 第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について	216
〃 第 1 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	217
〃 第 1 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	218
〃 第 1 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	219
〃 第 1 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について	220
〃 第 1 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について	221
〃 第 1 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	222
〃 第 1 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	223
〃 第 1 3 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	224

奈良市議案第 1 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	225
〃 第 1 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	226
〃 第 1 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	227
〃 第 1 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	228
〃 第 1 3 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	229
〃 第 1 3 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	230
〃 第 1 3 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	231
〃 第 1 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	232
〃 第 1 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	233
〃 第 1 4 1 号	固定資産評価員の選任について……………	234
奈良市諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	236

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1				家賃滞納

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年9月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月8日午後2時48分頃、奈良市右京二丁目地内において発生した、本市の救急自動車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 739,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月4日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月11日午後2時30分頃、奈良市都祁白石町地内において、市道上のマンホールにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 148,262円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年4月8日午前11時頃、奈良市法蓮佐保山四丁目地内において、市道を歩いていた相手方が穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 9,720円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年5月27日午前10時頃、奈良市学園大和町五丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の自転車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 58,579円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年6月4日午前11時頃、奈良市学園北一丁目地内において、市道を歩いていた相手方が穴ぼこにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 23,710円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年6月28日午後9時頃、奈良市学園新田町地内において、市道を歩いていた相手方が穴ぼこにより転倒し、衣服が破損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 30,060円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月6日午前2時30分頃、奈良市朱雀一丁目地内において発生した、冠水した市道を通過した際の水圧により、相手方の普通自動車のアンダーカバー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 44,528円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月20日午前10時頃、奈良市あやめ池南六丁目地内において発生した、市道上の側溝の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のエンジンカバー等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 66,087円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月23日午後0時頃、奈良市法蓮町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 23,760円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月5日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月24日午前8時40分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 11,016円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年5月1日午後1時7分頃、奈良市南椿尾町地内において発生した、本市の公用車が道路の防護柵に衝突した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 173,880円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年5月28日午後2時頃、奈良市都祁吐山町地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方のトラックの後輪及び車体等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 898,980円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月18日午前8時15分頃、奈良市百楽園五丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 94,046円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年7月27日午前8時50分頃、奈良市中辻町地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積場の外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 84,240円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月7日午後2時40分頃、奈良市角振町地内において発生した、本市の公用車が駐車場通路の天井に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 71,280円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月24日午後7時30分頃、奈良市中山町西四丁目地内において、相手方が市道を自動二輪車で走行していたところ、穴ぼこにより転倒し、車体等を損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 145,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年8月22日午前8時18分頃、奈良市平松四丁目地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 97,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年9月5日午前8時頃、奈良市尼辻中町地内において発生した、本市の救急自動車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 153,360円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年10月4日午前9時頃、奈良市奈保町地内において、相手方が市道を軽自動車で行っていたところ、溝蓋の跳ね上がりにより、左側後部ドア等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 146,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年10月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年10月4日午後6時30分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 167,248円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年11月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年9月23日午前8時50分頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 125,388円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 訴えの提起について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年10月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1 訴えの提起について

訴 え の 提 起 に つ い て

本市は、奈良地方裁判所 平成２８年（ワ）第４３４号 土地使用料確認請求事件の判決について、次のとおり訴えを提起する。

１ 被控訴人となるべき者の住所及び氏名

大阪府豊中市服部元町１丁目３番１５号

株式会社三興代表取締役 加藤 博得

２ 控訴の要旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 控訴人が被控訴人に対して賃貸している針テラスの土地使用料は、平成２８年４月１日以降月額７５０万円であることを確認する。
- (3) 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

３ 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第二審判決の結果、必要がある場合は上告する。

平成30年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,592,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,017,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		千円 23,543,309	千円 613,779	千円 24,157,088
	1 . 国 庫 負 担 金	20,246,923	4,200	20,251,123
	4 . 国 庫 交 付 金	1,837,295	609,579	2,446,874
16. 県 支 出 金		8,384,645	61,211	8,445,856
	2 . 県 補 助 金	2,009,954	51,411	2,061,365
	3 . 県 委 託 金	123,433	9,800	133,233
19. 繰 入 金		507,382	107,794	615,176
	2 . 基 金 繰 入 金	503,502	107,794	611,296
20. 繰 越 金		580,619	233,250	813,869
	1 . 繰 越 金	580,619	233,250	813,869
22. 市 債		13,506,000	3,576,300	17,082,300
	1 . 市 債	13,506,000	3,576,300	17,082,300
歳 入 合 計		131,425,396	4,592,334	136,017,730

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		千円 716,529	千円 180	千円 716,709
	1 . 議 会 費	716,529	180	716,709

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 14,309,333	千円 169,094	千円 14,478,427
	1. 総 務 管 理 費	10,626,069	221,541	10,847,610
	3. 徴 税 費	1,286,725	△ 41,354	1,245,371
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	604,169	△ 5,921	598,248
	5. 選 挙 費	113,198	△ 1,442	111,756
	6. 統 計 調 査 費	29,507	213	29,720
	7. 監 査 委 員 費	83,464	△ 3,943	79,521
3. 民 生 費		59,075,925	△ 6,181	59,069,744
	1. 社 会 福 祉 費	25,606,333	182,973	25,789,306
	2. 児 童 福 祉 費	19,910,866	△ 183,632	19,727,234
	3. 生 活 保 護 費	13,322,300	1,767	13,324,067
	4. 国 民 年 金 事 務 費	236,426	△ 7,289	229,137
4. 衛 生 費		11,303,302	26,469	11,329,771
	1. 保 健 衛 生 費	2,973,813	10,188	2,984,001
	2. 保 健 所 費	1,896,272	△ 50,832	1,845,440
	3. 清 掃 費	5,811,446	67,113	5,878,559
5. 労 働 費		123,291	2,354	125,645
	1. 労 働 諸 費	123,291	2,354	125,645
6. 農 林 水 産 業 費		1,000,783	62,505	1,063,288
	1. 農 林 費	1,000,783	62,505	1,063,288
7. 商 工 費		1,382,783	1,578	1,384,361
	1. 商 工 費	1,382,783	1,578	1,384,361

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 観 光 費		千円 997,657	千円 △ 50,218	千円 947,439
	1 . 観 光 費	997,657	△ 50,218	947,439
9. 土 木 費		9,933,484	△ 63,739	9,869,745
	1 . 土 木 管 理 費	123,341	205	123,546
	2 . 道 路 橋 梁 費	2,973,039	△ 12,422	2,960,617
	3 . 河 川 費	426,226	△ 84,621	341,605
	4 . 都 市 計 画 費	3,996,357	29,175	4,025,532
	6 . 住 宅 費	488,210	3,924	492,134
10. 消 防 費		3,974,159	18,760	3,992,919
	1 . 消 防 費	3,974,159	18,760	3,992,919
11. 教 育 費		10,457,277	4,431,532	14,888,809
	1 . 教 育 総 務 費	2,648,156	△ 20,015	2,628,141
	2 . 小 学 校 費	1,276,043	2,474,146	3,750,189
	3 . 中 学 校 費	786,147	1,138,859	1,925,006
	4 . 高 等 学 校 費	1,093,239	723,749	1,816,988
	5 . 幼 稚 園 費	660,105	114,591	774,696
	7 . 保 健 体 育 費	2,591,272	202	2,591,474
歳 出 合 計		131,425,396	4,592,334	136,017,730

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
私 立 保 育 所 施 設 整 備 費 補 助 事 業	平成30年度から 平成31年度まで	千円 278,508
J R 桜井線京終・帯解駅間排水路整備事業	平成30年度から 平成31年度まで	83,960
学 校 給 食 献 立 印 刷 経 費	平成30年度から 平成31年度まで	1,850
学 校 給 食 食 材 調 達 経 費	平成30年度から 平成31年度まで	50,000
東部地域学校給食食材配送業務委託	平成30年度から 平成31年度まで	4,620
指定管理者による入江泰吉旧居の 管 理 に 要 す る 経 費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市済美地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市柳生地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市とみの里 地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市右京地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市帯解地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市朱雀地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東市地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市左京地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青和地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保川地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市辰市地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月瀬地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市西大寺北 地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保台地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市都跡地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館 駐 車 場 の 管 理 に 要 す る 経 費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市青少年野外 活動センターの管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による梅の郷月ヶ瀬温泉 ほか1施設の管理に要する経費	平成31年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 1,125,100	千円 1,098,200
河 川 事 業	232,000	147,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	534,100	3,366,300
高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	81,500	831,500
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	1,000	106,700
計	13,506,000	17,082,300

平成30年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,079,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰 入 金		千円 2,813,962	千円 13,000	千円 2,826,962
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	2,434,903	13,000	2,447,903
歳 入 合 計		37,066,847	13,000	37,079,847

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 373,215	千円 13,000	千円 386,215
	1. 総 務 管 理 費	283,021	13,000	296,021
歳 出 合 計		37,066,847	13,000	37,079,847

平成30年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,976,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		千円 584,306	千円 2,000	千円 586,306
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	584,306	2,000	586,306
歳 入 合 計		3,974,000	2,000	3,976,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
西 大 寺 駅 南 1. 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		千円 2,651,200	千円 △ 1,000	千円 2,650,200
	西 大 寺 駅 南 1. 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	2,651,200	△ 1,000	2,650,200
J R 奈 良 駅 南 2. 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		737,800	3,000	740,800
	J R 奈 良 駅 南 1. 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	737,800	3,000	740,800
歳 出 合 計		3,974,000	2,000	3,976,000

平成30年度奈良市駐車場事業
特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市営ＪＲ奈良駅 第1駐車場ほか1施設の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額

平成30年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ13,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,927,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 4,604,732	千円 △ 13,000	千円 4,591,732
	1. 一 般 会 計 金 繰 入	4,588,044	△ 13,000	4,575,044
歳 入 合 計		31,940,622	△ 13,000	31,927,622

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 712,426	千円 △ 13,000	千円 699,426
	1. 総 務 管 理 費	337,354	△ 13,000	324,354
歳 出 合 計		31,940,622	△ 13,000	31,927,622

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第4号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	23, 543, 309	613, 779	24, 157, 088	
16 県支出金	8, 384, 645	61, 211	8, 445, 856	
19 繰入金	507, 382	107, 794	615, 176	
20 繰越金	580, 619	233, 250	813, 869	
22 市債	13, 506, 000	3, 576, 300	17, 082, 300	
歳 入 合 計	131, 425, 396	4, 592, 334	136, 017, 730	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	716,529	180	716,709				180
2 総務費	14,309,333	169,094	14,478,427	9,800			159,294
3 民生費	59,075,925	△6,181	59,069,744	△220,402	△26,900		241,121
4 衛生費	11,303,302	26,469	11,329,771	4,200			22,269
5 労働費	123,291	2,354	125,645				2,354
6 農林水産業費	1,000,783	62,505	1,063,288	51,411			11,094
7 商工費	1,382,783	1,578	1,384,361				1,578
8 観光費	997,657	△50,218	947,439				△50,218
9 土木費	9,933,484	△63,739	9,869,745		△84,700		20,961
10 消防費	3,974,159	18,760	3,992,919				18,760
11 教育費	10,457,277	4,431,532	14,888,809	829,981	3,687,900		△86,349
歳 出 合 計	131,425,396	4,592,334	136,017,730	674,990	3,576,300		341,044
繰入金 繰越金 繰入金 繰越金							
一般財源内訳							繰入金 繰越金
							107,794 233,250

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	90,478	4,200	94,678	1 保健予防費負担金	4,200	結核医療費負担金
計	20,246,923	4,200	20,251,123			

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫交付金	322,207	△220,402	101,805	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	27,160	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
				3 児童福祉施設整備事業費交付金	△247,562	保育所等整備交付金	
6 教育費国庫交付金	—	829,981	829,981	1 小学校施設整備事業費交付金	509,248	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	
				2 中学校施設整備事業費交付金	279,463	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	
				3 幼稚園施設整備事業費交付金	41,270	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	
計	1,837,295	609,579	2,446,874				

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金	526,391	51,411	577,802	2 農業振興費補助金	51,411	経営体育成補助金	
計	2,009,954	51,411	2,061,365				

第16款 県支出金

第16款 県支出金

第3項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費県委託金	75,316	9,800	85,116	2 知事及び県議会議員選挙費委託金	9,800	知事及び県議会議員選挙費委託金	
計	123,433	9,800	133,233				

第16款 県支出金

第19款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	—	107,794	107,794	1 財政調整基金繰入金	107,794	財政調整基金繰入金	
計	503,502	107,794	611,296				

第19款 繰入金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	580,619	233,250	813,869	1 繰越金	233,250	歳計剰余繰越金
計	580,619	233,250	813,869			

第20款 繰越金

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生債	1,160,600	△26,900	1,133,700	1 福祉施設整備事業債	△26,900	児童福祉施設整備事業債	
6 土木債	2,906,500	△84,700	2,821,800	2 河川事業債	△84,700	河川堤防改修事業債	
8 教育債	680,300	3,687,900	4,368,200	1 義務教育施設整備事業債	2,832,200	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	1,972,700 859,500
				2 高等学校施設整備事業債	750,000	高等学校施設整備事業債	
				3 幼稚園施設整備事業債	105,700	幼稚園施設整備事業債	
計	13,506,000	3,576,300	17,082,300				

第22款 市債

3. 歳出
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	716,529	180	716,709	一般財源 180	2 給料	△919	職員給与費等
					3 職員手当等	993	
					4 共済費	106	
計	716,529	180	716,709	特定財源 一般財源 0 180			

第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	7,620,240	220,841	7,841,081	一般財源 220,841	2 給料	40,087	職員給与費等 臨時職員等経費 135,841 85,000
					3 職員手当等	46,132	
					4 共済費	50,902	
					7 賃金	82,514	
					19 負担金補助及び交付金	1,206	
18 庁舎等施設整備事業費	185,600	700	186,300	一般財源 700	2 給料	127	職員給与費等
					3 職員手当等	376	
					4 共済費	197	
計	10,626,069	221,541	10,847,610	特定財源 0 一般財源 221,541			

第2款 総務費

第2款 総務費

第3項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 税務総務費	770,728	△41,354	729,374	一般財源 △41,354	2 給料	△22,047	職員給与費等
					3 職員手当等	△14,214	
					4 共済費	△5,093	
計	1,286,725	△41,354	1,245,371	特定財源 一般財源 △41,354			

第2款 総務費

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本 台帳費	604, 169	△5, 921	598, 248	一般財源 △5, 921	2 給料	△5, 438	職員給与費等
					3 職員手当等	725	
					4 共済費	△1, 208	
計	604, 169	△5, 921	598, 248	特定財源 一般財源 △5, 921			

第2款 総務費

第2款 総務費

第5項 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙管理委員会費	73,648	△11,242	62,406	一般財源 △11,242	2 給料	△5,761	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,978	
					4 共済費	△2,503	
2 知事及び県議会議員選挙費	39,000	9,800	48,800	特定財源 (内訳) 県支出金 9,800	1 報酬	1,474	知事及び県議会議員選挙経費
					3 職員手当等	2,763	
					7 賃金	4,543	
					11 需用費	593	
					12 役務費	53	
					13 委託料	157	
					14 使用料及び賃借料	217	
計	113,198	△1,442	111,756	特定財源 一般財源 9,800 △11,242			
第2款 総務費							

第2款 総務費

第6項 統計調査費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査総務費	14,899	213	15,112	213 一般財源	2 給料	149	職員給与費等
					3 職員手当等	39	
					4 共済費	25	
計	29,507	213	29,720	特定財源 一般財源 0 213			

第2款 総務費

第2款 総務費

第7項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
I 監査委員費	83,464	△3,943	79,521	一般財源 △3,943	2 給料	△1,463	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,986	
					4 共済費	△494	
計	83,464	△3,943	79,521	特定財源 一般財源 △3,943			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	1,582,523	154,975	1,737,498	一般財源 154,975	2 給料	61,272	職員給与費等
					3 職員手当等	72,724	
					4 共済費	20,979	
9 人権文化センター費	121,972	838	122,810	一般財源 838	2 給料	△801	職員給与費等
					3 職員手当等	1,084	
					4 共済費	555	
10 高齢者福祉施設整備事業費	28,169	27,160	55,329	特定財源 27,160 (内訳) 国庫支出金 27,160	19 負担金補助及び交付金	27,160	老人福祉施設等整備費補助事業
14 国民健康保険会計繰出金	2,434,903	13,000	2,447,903	一般財源 13,000	28 繰出金	13,000	国民健康保険特別会計繰出経費
15 介護保険会計繰出金	4,588,044	△13,000	4,575,044	一般財源 △13,000	28 繰出金	△13,000	介護保険特別会計繰出経費
計	25,606,333	182,973	25,789,306	特定財源 27,160 一般財源 155,813			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,478,192	3,312	1,481,504	一般財源 3,312	2 給料	405	職員給与費等
					3 職員手当等	2,842	
					4 共済費	65	
3 認定こども園費	3,586,361	70,804	3,657,165	一般財源 70,804	2 給料	43,255	職員給与費等
					3 職員手当等	19,349	
					4 共済費	8,200	
4 保育所費	1,912,142	12,640	1,924,782	一般財源 12,640	2 給料	5,827	職員給与費等
					3 職員手当等	6,312	
					4 共済費	501	
7 児童館費	181,159	4,120	185,279	一般財源 4,120	2 給料	1,763	職員給与費等
					3 職員手当等	1,504	
					4 共済費	853	
9 児童福祉施設整備事業費	659,533	△274,508	385,025	特定財源 △274,462 (内訳) 国庫支出金 △247,562 市債 △26,900 一般財源 △46	13 委託料	4,000	保育所整備事業 4,000 児童福祉施設整備費補助事業 △278,508
					19 負担金補助及び交付金	△278,508	
計	19,910,866	△183,632	19,727,234	特定財源 △274,462 一般財源 90,830			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	730,300	1,767	732,067	一般財源 1,767	2 給料	88	職員給与費等
					3 職員手当等	858	
					4 共済費	821	
計	13,322,300	1,767	13,324,067	特定財源 一般財源 0 1,767			

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	236,426	△7,289	229,137	一般財源 △7,289	2 給料	△3,030	職員給与費等
					3 職員手当等	△3,250	
					4 共済費	△1,009	
計	236,426	△7,289	229,137	特定財源 一般財源 △7,289			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 墓地火葬場費	120,656	9,088	129,744	一般財源 9,088	2 給料	122	職員給与費等 墓地火葬場管理経費 2,088 7,000
					3 職員手当等	1,662	
					4 共済費	304	
					11 需用費	7,000	
5 保健衛生施設 整備事業費	1,120,000	1,100	1,121,100	一般財源 1,100	2 給料	△89	職員給与費等
					3 職員手当等	1,316	
					4 共済費	△127	
計	2,973,813	10,188	2,984,001	特定財源 0 一般財源 10,188			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	1,031,827	△56,432	975,395	一般財源 △56,432	2 給料	△32,425	職員給与費等
					3 職員手当等	△13,628	
					4 共済費	△10,379	
2 保健予防費	27,805	5,600	33,405	特定財源 4,200 (内訳) 国庫支出金 4,200 一般財源 1,400	20 扶助費	5,600	結核医療費公費負担経費
計	1,896,272	△50,832	1,845,440	特定財源 4,200 一般財源 △55,032			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,741,154	43,669	1,784,823	一般財源 43,669	2 給料	12,348	職員給与費等
					3 職員手当等	25,196	
					4 共済費	6,125	
2 塵芥処理費	1,766,114	22,244	1,788,358	一般財源 22,244	2 給料	5,667	職員給与費等
					3 職員手当等	15,474	
					4 共済費	1,103	
7 清掃施設整備 事業費	307,262	1,200	308,462	一般財源 1,200	2 給料	118	職員給与費等
					3 職員手当等	970	
					4 共済費	112	
計	5,811,446	67,113	5,878,559	特定財源 一般財源 0 67,113			

第4款 衛生費

第5款 労働費

第1項 労働諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	123,291	2,354	125,645	一般財源 2,354	2 給料	414	職員給与費等
					3 職員手当等	1,781	
					4 共済費	159	
計	123,291	2,354	125,645	特定財源 一般財源 0 2,354			

第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 農業委員会費	86,182	△1,622	84,560	一般財源 △1,622	2 給料	△790		職員給与費等
					3 職員手当等	△571		
					4 共済費	△261		
2 農業総務費	55,088	2,637	57,725	一般財源 2,637	2 給料	1,329		職員給与費等
					3 職員手当等	1,011		
					4 共済費	297		
3 農業振興費	474,018	58,990	533,008	特定財源 (内訳) 県支出金 51,411 一般財源 7,579	19 負担金補助及び交付金	58,990		人・農地問題解決推進経費
4 土地基盤整備事業費	270,851	2,500	273,351	一般財源 2,500	2 給料	11		職員給与費等
					3 職員手当等	2,198		
					4 共済費	291		
計	1,000,783	62,505	1,063,288	特定財源 一般財源 51,411 11,094				

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	91,918	1,578	93,496	一般財源 1,578	2 給料	317	職員給与費等
					3 職員手当等	1,089	
					4 共済費	172	
計	1,382,783	1,578	1,384,361	特定財源 一般財源 0 1,578			

第7款 商工費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 観光総務費	304,929	△50,218	254,711	一般財源 △50,218	2 給料	△25,584	職員給与費等
					3 職員手当等	△13,812	
					4 共済費	△10,822	
計	997,657	△50,218	947,439	特定財源 一般財源 0 △50,218			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 土木総務費	74,153	205	74,358	一般財源 205	2 給料	279	職員給与費等
					3 職員手当等	△227	
					4 共済費	153	
計	123,341	205	123,546	特定財源 一般財源 0 205			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路橋梁総務費	835,239	△24,422	810,817	一般財源 △24,422	2 給料	△12,522	職員給与費等
					3 職員手当等	△6,979	
					4 共済費	△4,921	
2 道路橋梁維持費	910,200	500	910,700	一般財源 500	2 給料	112	職員給与費等
					3 職員手当等	283	
					4 共済費	105	
3 道路橋梁新設改良費	1,227,600	11,500	1,239,100	一般財源 11,500	2 給料	2,485	職員給与費等
					3 職員手当等	7,128	
					4 共済費	1,887	
計	2,973,039	△12,422	2,960,617	特定財源 一般財源 0 △12,422			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 河川総務費	45,026	△13	45,013	一般財源 △13	2 給料	△265	職員給与費等
					3 職員手当等	267	
					4 共済費	△15	
3 河川堤防改修費	236,200	△84,608	151,592	特定財源 △84,700 (内訳) 市債 △84,700 一般財源 92	2 給料	118	職員給与費等 浸水対策事業
					3 職員手当等	△142	
					4 共済費	124	
					13 委託料	△84,708	
計	426,226	△84,621	341,605	特定財源 △84,700 一般財源 79			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節			説明
					区分	金額		
1 都市計画総務費	444,336	20,975	465,311	一般財源 20,975	2 給料	9,702		職員給与費等
					3 職員手当等	6,980		
					4 共済費	4,293		
4 街路事業費	1,929,700	5,200	1,934,900	一般財源 5,200	2 給料	2,331		職員給与費等
					3 職員手当等	1,861		
					4 共済費	1,008		
10 公園事業費	207,500	1,000	208,500	一般財源 1,000	2 給料	898		職員給与費等
					3 職員手当等	△399		
					4 共済費	501		
12 土地区画整理 事業会計繰出 金	584,306	2,000	586,306	一般財源 2,000	28 繰出金	2,000		土地区画整理事業特別会計繰出経費
計	3,996,357	29,175	4,025,532	特定財源 一般財源 0 29,175				

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅管理費	384,510	2,924	387,434	一般財源 2,924	2 給料	1,166	職員給与費等
					3 職員手当等	1,119	
					4 共済費	639	
2 公営住宅整備 事業費	103,700	1,000	104,700	一般財源 1,000	2 給料	177	職員給与費等
					3 職員手当等	613	
					4 共済費	210	
計	488,210	3,924	492,134	特定財源 一般財源 0 3,924			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,650,569	18,560	3,669,129	一般財源 18,560	2 給料	506	職員給与費等
					3 職員手当等	△4,565	
					4 共済費	22,612	
					19 負担金補助及び交付金	7	
5 消防施設費	174,000	200	174,200	一般財源 200	2 給料	126	職員給与費等
					3 職員手当等	△99	
					4 共済費	173	
計	3,974,159	18,760	3,992,919	特定財源 0 一般財源 18,760			

第10款 消防費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会費	1,500,566	△20,015	1,480,551	一般財源 △20,015	2 給料	△13,057	職員給与費等
					3 職員手当等	△6,985	
					4 共済費	△81	
					19 負担金補助及び交付金	108	
計	2,648,156	△20,015	2,628,141	特定財源 一般財源 △20,015			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	673,411	△7,754	665,657	一般財源 △7,754	2 給料	△4,000	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,754	
					4 共済費	△1,000	
4 小学校施設整備事業費	290,200	2,481,900	2,772,100	特定財源 2,481,948 (内訳) 国庫支出金 509,248 市債 1,972,700 一般財源 △48	2 給料	115	職員給与費等 △100 60,000
					3 職員手当等	△233	小学校施設整備事業 小学校校舎大規模改修事業 2,422,000
					4 共済費	18	
					15 工事請負費	2,482,000	
計	1,276,043	2,474,146	3,750,189	特定財源 2,481,948 一般財源 △7,802			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	356,741	159	356,900	一般財源 159	3 職員手当等	83	職員給与費等
					4 共済費	76	
4 中学校施設整備事業費	216,600	1,138,700	1,355,300	特定財源 1,138,963 (内訳) 国庫支出金 279,463 市債 859,500 一般財源 △263	2 給料	422	職員給与費等 △300 中学校施設整備事業 15,000 中学校校舎大規模改修事業 1,124,000
					3 職員手当等	△1,012	
					4 共済費	290	
					15 工事請負費	1,139,000	
計	786,147	1,138,859	1,925,006	特定財源 1,138,963 一般財源 △104			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	1, 006, 496	△26, 251	980, 245	一般財源 △26, 251	2 給料	△12, 900	職員給与費等
					3 職員手当等	△8, 526	
					4 共済費	△4, 898	
					19 負担金補助及び交付金	73	
3 高等学校施設整備事業費	81, 500	750, 000	831, 500	特定財源 (内訳) 市債 750, 000	13 委託料	12, 000	高等学校講堂改築事業
					15 工事請負費	738, 000	
計	1, 093, 239	723, 749	1, 816, 988	特定財源 一般財源 750, 000 △26, 251			

第11款 教育費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	659,105	△32,409	626,696	一般財源 △32,409	2 給料	△16,442	職員給与費等
					3 職員手当等	△10,057	
					4 共済費	△5,910	
2 幼稚園施設整備事業費	1,000	147,000	148,000	特定財源 146,970 (内訳) 国庫支出金 41,270 市債 105,700 一般財源 30	15 工事請負費	147,000	幼稚園施設整備事業
計	660,105	114,591	774,696	特定財源 146,970 一般財源 △32,379			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 学校給食費	2,420,482	202	2,420,684	一般財源 202	4 共済費	202	職員給与費等	
計	2,591,272	202	2,591,474	特定財源 一般財源 0 202				

第11款 教育費

4. 給与費明細書

1. 特別職

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費						合 計	備 考 (期末手当の 年間支給率)
		報 酬	給 料	期 末 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	その他 手 当		
補正後	長 等	3	33,816	14,602	3,382	252		52,052	(3.3)
	議 員	39	281,155	112,108				393,263	(3.3)
	その他の 特別 職	53	29,750	6,835	1,584	247		54,244	(3.3)
	計	95	310,905	133,545	4,966	499		499,559	
補正前	長 等	3	33,816	14,602	3,382	252		52,052	(3.3)
	議 員	39	281,155	112,108				393,263	(3.3)
	その他の 特別 職	53	29,750	6,835	1,584	247		54,244	(3.3)
	計	95	310,905	133,545	4,966	499		499,559	
比 較	長 等							179	
	議 員								
	その他の 特別 職							40	
	計							219	

2. 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費			合 計	備 考
		給 料	職員手当	計		
補正後	2,473 [277]	10,201,140	9,837,471	20,038,611	23,793,080	
補正前	2,485 [302]	10,166,937	9,705,156	19,872,093	23,553,237	
比 較	△ 12 [△25]	34,203	132,315	166,518	239,843	

()は再任用職員の外数

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後	307,549	9,476	316,305	1,073,525	588,975	44,738	2,641,432
	補正前	305,347	9,501	312,293	1,069,142	586,212	43,638	2,579,044
	比 較	2,202	△ 25	4,012	4,383	2,763	1,100	62,388

職員手当の内 訳	区 分	勤勉手当	教員特別手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職 特別勤務手当	退職手当
	補正後	1,796,905	6,692	356,118	178,644	1,944	15,168	2,500,000
	補正前	1,752,374	6,885	337,856	186,689	1,944	14,231	2,500,000
	比 較	44,531	△ 193	18,262	△ 8,045		937	

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	34,203	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	34,203		
職員手当	132,315	給与改定に伴う増減分			
		知事及び県議会議員選挙費	2,763	超過勤務手当	2,763
		その他の増減分	129,552		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職	技能労務職	消 防 職	教育職(二)
平成30年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	343,434	316,210	370,166
	平均給与月額 (円)	466,954	440,936	436,573
	平 均 年 齢 (歳)	50.6	42.5	44.0
平成30年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	346,468	318,800	418,853
	平均給与月額 (円)	486,600	461,351	484,264
	平 均 年 齢 (歳)	50.6	42.4	44.1

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	消防職 (円)	教育職(二) (円)
平成30年1月1日	高 校 卒	151,500		162,700	
	短 大 卒	162,700			
	大 学 卒	185,800			207,500
国 の 制 度	高 校 卒	147,100			
	短 大 卒	156,800			
	大 学 卒	179,200			

(単位:人・%)

ウ 級別職員数 []は再任用職員の職員数及び構成比

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			消 防 職			教 育 職 (二)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1	218	13.0	1	22	6.8	1	56	15.0	1	15	15.5
	2	302	18.1	2	10	3.1	2	62	16.6	2	79	81.4 [100.0]
	3	420 [184]	25.1 [93.9]	3	117 [51]	36.0 [100.0]	3	54 [27]	14.4 [100.0]	3	3	3.1
	4	340	20.4	4	165	50.7	4	128	34.2	4		
	5	201 [2]	12.0 [1.0]	5	10	3.1	5	49	13.1	5		
	6	58 [10]	3.5 [5.1]	6	1	0.3	6	13	3.5	6		
	7	82	4.9	7			7	8	2.1	7		
	8	31	1.9	8			8	3	0.8	8		
	9	18	1.1	9			9	1	0.3	9		
	10			10			10			10		
計	1,670 [196]	100.0 [100.0]	計	325 [51]	100.0 [100.0]	計	374 [27]	100.0 [100.0]	計	97 [3]	100.0 [100.0]	

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			消 防 職			教 育 職 (二)		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成30年 1月1日 現在	1	163	10.0	1	20	6.0	1	60	15.9	1	15	15.0
	2	310	19.0	2	7	2.1	2	62	16.4	2	82	82.0 [100.0]
	3	389 [196]	23.9 [96.1]	3	135 [56]	40.3 [100.0]	3	56 [31]	14.8 [100.0]	3	3	3.0
	4	366	22.4	4	159	47.4	4	127	33.6	4		
	5	199 [2]	12.2 [1.0]	5	13	3.9	5	48	12.7	5		
	6	67 [6]	4.1 [2.9]	6	1	0.3	6	13	3.4	6		
	7	82	5.0	7			7	6	1.6	7		
	8	34	2.1	8			8	5	1.3	8		
	9	21	1.3	9			9	1	0.3	9		
	10			10			10			10		
計	1,631 [204]	100.0 [100.0]	計	335 [56]	100.0 [100.0]	計	378 [31]	100.0 [100.0]	計	100 [3]	100.0 [100.0]	

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 号給別職員数(特定任期付職員) (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職			
	号給	職員数	構成比	
平成30年 10月1日	1	3	42.9	
	2	1	14.2	
	3			
	4	3	42.9	
	5			
	6			
	計	7	100.0	

区 分	一 般 行 政 職			
	号給	職員数	構成比	
平成30年 1月1日	1	2	33.3	
	2	1	16.7	
	3			
	4	2	33.3	
	5	1	16.7	
	6			
	計	6	100.0	

(号給別の標準的な職務内容)

区 分	1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
一般行政職	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種				
職 員 数	一般行政職		技能労務職	消 防 職	教育職(二)		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	2,466	1,670	325	374	97	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,725	1,212	170	288	55	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	15	7	6	2	
		2号給 (人)	7	5	2		
		3号給 (人)	43	38	1	4	
		4号給 (人)	1,652	1,162	161	282	47
5号給 (人)							
比 率 (B) / (A) (%)	70.0	72.6	52.3	77.0	56.7		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	2,477	1,678	326	374	99	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,734	1,222	159	284	69	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	17	8	7	2	
		2号給 (人)	8	6	2		
		3号給 (人)	26	20	1	5	
		4号給 (人)	1,683	1,188	149	277	69
5号給 (人)							
比 率 (B) / (A) (%)	70.0	72.8	48.8	75.9	69.7		

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6月	(月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.125	[1.075]	2.275 [1.225]	4.4 [2.3]	有	国と同じ
補 正 前	2.125	[1.075]	2.275 [1.225]	4.4 [2.3]	有	国と同じ
国 の 制 度	2.125	[1.075]	2.275 [1.225]	4.4 [2.3]	有	

– 109 –

期末手当(特定任期付職員)

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)				
補正後	1.65	1.65		3.3	有	国と同じ
補正前	1.65	1.65		3.3	有	国と同じ
国の制度	1.65	1.65		3.3	有	

キ 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	国と同じ
国の 制率等 の 支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

ク 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10 [16] 教育公務員 7
支給対象職員数(人)	2,374 [2] 教育公務員 97
国の指定基準に 基づく支給率(%)	10 [16]

[]は医師

ケ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	技能労務職	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	0.44	0.05	0.60	1.34
支給対象職員の比率 (%) (平成30年10月1日現在)	23.04	5.80	49.69	75.07
代表的な特殊勤務手当の名称 消防活動手当 防疫等業務手当 危険作業手当				

コ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同 じ	
通勤手当	同 じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

上記以外の非常勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予算額	人 員	予算額
総 務 費	選 挙 執 行 関 係 人	人 72	千円 718	人 219	千円 2,192
		2,629	127,818	2,776	129,292
合	計				

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 までの 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源		
							国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他		
私立整備施設 立備費補助事業	278,508			平成30年度 から 平成31年度 まで	278,508	247,562	30,900		46
JR桜井線京終・帯解 駅間排水路整備事業	83,960			平成30年度 から 平成31年度 まで	83,960		83,900		60
学校給食献立印刷経費	1,850			平成30年度 から 平成31年度 まで	1,850				1,850
学校給食食材調達経費	50,000			平成30年度 から 平成31年度 まで	50,000			49,862	138

事 項	限 度 額	前 年 度 未 来 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 支 出 予 定 額 の		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
東 部 地 域 学 校 給 食 託 食 材 配 送 業 務 委 託	4,620			平 成 30 年 度 から 平 成 31 年 度 まで	4,620			4,620	
指 定 管 理 者 に よ る 居 費 入 の 経 費 泰 告 す る 経 費 江 理 要 す る 額	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平 成 31 年 度 から 平 成 35 年 度 まで	限度額に同じ				全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 市 館 費 美 地 域 ふ れ あ い 会 費 理 要 す る 額	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平 成 31 年 度 から 平 成 35 年 度 まで	限度額に同じ				全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 市 館 費 生 地 域 ふ れ あ い 会 費 理 要 す る 額	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平 成 31 年 度 から 平 成 35 年 度 まで	限度額に同じ				全 額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 市 館 費 と みの 里 地 域 ふ れ あ い 会 費 理 要 す る 額	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平 成 31 年 度 から 平 成 35 年 度 まで	限度額に同じ				全 額

指定管理者による奈良市 右京地域の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市 帯解地域の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市 朱雀地域の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市 東市の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市 左京地域の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ			全額
指定管理者による奈良市 青和地域の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ			全額

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源		一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債 そ の 他		
		期 間	金 額	期 間	金 額				
指定管理者による奈良市 佐保川地域ふれあい会館 の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指定管理者による奈良市 辰の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指定管理者による奈良市 月瀬地域の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指定管理者による奈良市 西大寺北地域の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額 に同じ				全 額
指定管理者による奈良市 佐保台地域の管理に要する経費	協定に基づき決 定した指定期間 中における管理 に要する額			平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額 に同じ				全 額

指定管理者による奈良市都跡地域ふれあい会館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者によるるなから100年会館駐車場の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成31年度から平成35年度まで	限度額に同じ				全額
指定管理者による梅の郷月ヶ瀬温泉ほか1施設の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額				平成31年度から平成34年度まで	限度額に同じ				全額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 (単位 千円)						
区 分	補 正		前	補 正		後
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	6,582,200		95,579,372	10,158,500		99,155,672
(1) 土 木	2,806,900		32,717,547	2,722,200		32,632,847
(2) 教 育	1,229,300		28,074,688	4,917,200		31,762,588
(4) そ の 他	2,446,400		30,652,493	2,419,500		30,625,593
合 計	13,506,000		198,111,428	17,082,300		201,687,728

2. 国民健康保険特別会計
(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)		計		
款		補正前の額	補正額	計
7	繰入金	2,813,962	13,000	2,826,962
	歳 入 合 計	37,066,847	13,000	37,079,847

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国県支出金	地方債			
1 総務費	373,215	13,000	386,215					13,000
歳出合計	37,066,847	13,000	37,079,847					13,000
				一般財源内訳		繰入金		13,000

2. 歳入

第7款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	2,434,903	13,000	2,447,903	2 職員給与費等繰入金	13,000	職員給与費等繰入金
計	2,434,903	13,000	2,447,903			

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	267,392	13,000	280,392	一般財源 13,000	2 給料	3,856	職員給与費等
					3 職員手当等	6,009	
					4 共済費	3,135	
計	283,021	13,000	296,021	特定財源 一般財源 13,000			

国民健康保険特別会計

4. 給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	22	68,909	58,455	127,364	26,636	154,000	
補正前	22	65,053	52,446	117,499	23,501	141,000	
比 較		3,856	6,009	9,865	3,135	13,000	

職員手当の内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	1,792	2,304	7,272	10,076	4	19,451	13,828
	補正前	1,680	2,144	6,824	10,076	4	16,903	11,702
	比 較	112	160	448			2,548	2,126

職員手当の内 訳	区 分	管理職手当	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	2,110	1,593	25
	補正前	1,504	1,584	25
	比 較	606	9	

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	3,856	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	3,856		
職員手当	6,009	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	6,009		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	学 歴	一般行政職
平成30年10月1日 現 在	平均給料月額 (円)	270,900
	平均給与月額 (円)	360,090
	平均年齢 (歳)	35.2
平成30年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	269,914
	平均給与月額 (円)	345,549
	平均年齢 (歳)	35.0

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職 (円)
平成30年1月1日	高 校 卒	151,500
	短 大 卒	162,700
	大 学 卒	185,800
国 の 制 度	高 校 卒	147,100
	短 大 卒	156,800
	大 学 卒	179,200

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1	6	27.3
	2	7	31.8
	3	2	9.1
	4	4	18.2
	5	2	9.1
	6		
	7	1	4.5
	8		
	9		
	10		
	計	22	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 1月1日 現在	1	5	25.0
	2	6	30.0
	3	3	15.0
	4	4	20.0
	5	1	5.0
	6	1	5.0
	7		
	8		
	9		
	10		
	計	20	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 昇給

区分		分				合計		職 種	
職員数		(A)	(B)	(人)	(人)	22	22	一般行政職	
補正後	昇給に係る職員数	1号給	(人)			20	20		
	内 訳	2号給	(人)						
		3号給	(人)						
		4号給	(人)			20	20		
	比率	(B)/(A)	(%)			90.9	90.9		
補正前	職員数	(A)	(人)			22	22		
	昇給に係る職員数	(B)	(人)			21	21		
	内 訳	1号給	(人)						
		2号給	(人)						
		3号給	(人)						
		4号給	(人)			21	21		
	比率	(B)/(A)	(%)			95.5	95.5		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 等級等による加算措置	備 考
	6月	(月分)	12月 (月分)			
補正後	2.125		2.275	4.4	有	国と同じ
補正前	2.125		2.275	4.4	有	国と同じ
国の制度	2.125		2.275	4.4	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	22
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

3. 土地区画整理事業特別会計
(1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款		補正前の額	補正額	計
3	繰入金	584,306	2,000	586,306
歳 入 合 計		3,974,000	2,000	3,976,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,651,200	△1,000	2,650,200				△1,000
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	737,800	3,000	740,800				3,000
歳 出 合 計	3,974,000	2,000	3,976,000				2,000
				一般財源内訳			
				繰入金			2,000

2. 歳入

第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	584,306	2,000	586,306	1 一般会計繰入金	2,000	一般会計繰入金	
計	584,306	2,000	586,306				

土地区画整理事業特別会計

3. 歳 出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	2,651,200	△1,000	2,650,200	一般財源 △1,000	2 給料	△63	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,333	
					4 共済費	396	
計	2,651,200	△1,000	2,650,200	特定財源 一般財源 △1,000			

土地区画整理事業特別会計

第2款 J R奈良駅南地区土地区画整理事業費

第1項 J R奈良駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 J R奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	737,800	3,000	740,800	一般財源	2 給料	461	職員給与費等
					3 職員手当等	2,228	
					4 共済費	311	
計	737,800	3,000	740,800	特定財源 一般財源			

土地区画整理事業特別会計

4. 給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	13	53,530	42,486	96,016	19,984	116,000	
補正前	13	53,132	41,591	94,723	19,277	114,000	
比較		398	895	1,293	707	2,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	2,736	1,763	5,989	1,174	15,248	10,572	4,209
	補正前	2,238	1,721	5,959	1,174	15,076	10,438	4,209
	比較	498	42	30		172	134	

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職 特別勤務手当
	補正後	648	147
	補正前	648	128
	比較		19

(単位:千円)

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	398	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	398		
職員手当	895	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	895		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職
平成30年10月1日 現在	平均給料月額 (円) 338,423
	平均給与月額 (円) 461,023
	平均年齢 (歳) 43.8
平成30年1月1日 現在	平均給料月額 (円) 339,938
	平均給与月額 (円) 429,223
	平均年齢 (歳) 43.1

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職(円)
平成30年1月1日	高 校 卒	151,500
	短 大 卒	162,700
	大 学 卒	185,800
国の制度	高 校 卒	147,100
	短 大 卒	156,800
	大 学 卒	179,200

ウ 級別職員数 (単位:人・%)

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 10月1日 現在	1		
	2	3	23.1
	3	2	15.4
	4	2	15.4
	5	3	23.1
	6	2	15.4
	7	1	7.6
	8		
	9		
	10		
	計	13	100.0

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
平成30年 1月1日 現在	1		
	2	2	15.4
	3	3	23.1
	4	2	15.4
	5	3	23.1
	6	2	15.4
	7	1	7.6
	8		
	9		
	10		
	計	13	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 昇給

区 分		合 計		職 種	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	13	13	一般行政職	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	10	10		
	給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	1	1	
4号給 (人)		9	9		
比 率 (B)／(A) (%)	76.9	76.9	76.9		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	13	13		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	10	10		
	給 数 別 内 訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	1	1	
4号給 (人)		9	9		
比 率 (B)／(A) (%)	76.9	76.9	76.9		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給率別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)			
補正後	2.125	2.275		4.4	有	国と同じ
補正前	2.125	2.275		4.4	有	国と同じ
国の制度	2.125	2.275		4.4	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	13
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

4. 駐車場事業特別会計

(1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書									
(1. 新規分)									
(単位 千円)									
事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源	一 般 財 源		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他			
指定管理者による奈良市営 JR奈良駅第1駐車場ほか 1施設の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額			平成31年度 から 平成35年度 まで	限度額 に同じ				全 額

5. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位: 千円)

款		補正前の額	補正額	計
6	繰入金	4,604,732	△13,000	4,591,732
	歳 入 合 計	31,940,622	△13,000	31,927,622

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	712, 426	△13, 000	699, 426				△13, 000
歳 出 合 計	31, 940, 622	△13, 000	31, 927, 622				△13, 000
				一般財源内訳		繰入金	△13, 000

2. 歳入

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 その他一般会計繰入金 金	703,311	△13,000	690,311	1 職員給与費等 繰入金	△13,000	職員給与費等繰入金	
計	4,588,044	△13,000	4,575,044				

介護保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	329,907	△13,000	316,907	一般財源 △13,000	2 給料	△4,687	職員給与費等
					3 職員手当等	△7,307	
					4 共済費	△1,006	
計	337,354	△13,000	324,354	特定財源 一般財源 △13,000			

介護保険特別会計

4. 給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

(単位: 千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	費計			
補正後	37	139,572	97,716	237,288	51,712	289,000	
補正前	37	144,259	105,023	249,282	52,718	302,000	
比較		△ 4,687	△ 7,307	△ 11,994	△ 1,006	△ 13,000	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当
	補正後	1,740	2,893	14,663	9,597	36,793	22,686	5,409
	補正前	2,556	3,600	15,284	9,597	38,463	26,633	6,015
	比較	△ 816	△ 707	△ 621		△ 1,670	△ 3,947	△ 606

職員手当の内訳	区分	住居手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	3,855	80
	補正前	2,832	43
	比較	1,023	37

(単位:千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	△ 4,687	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 4,687		
職員手当	△ 7,307	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 7,307		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職
平成30年10月1日 現在	平均給料月額 (円)
	302,416
	平均給与月額 (円)
平成30年1月1日 現在	377,888
	平均年齢 (歳)
	41.9
平成30年1月1日 現在	平均給料月額 (円)
	309,699
	平均給与月額 (円)
平成30年1月1日 現在	379,514
	平均年齢 (歳)
	42.1

イ 初任給

区 分	学 歴	一般行政職(円)
平成30年1月1日	高 校 卒	151,500
	短 大 卒	162,700
	大 学 卒	185,800
国 の 制 度	高 校 卒	147,100
	短 大 卒	156,800
	大 学 卒	179,200

ウ 級別職員数 (単位:人・%)			
区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数	構成比
	1	4	10.8
	2	5	13.5
	3	13	35.2
	4	8	21.6
	5	3	8.1
	6	1	2.7
	7	3	8.1
	8		
	9		
	10		
平成30年 10月1日 現在	計	37	100.0

一 般 行 政 職			
区 分	級	職員数	構成比
	1	3	8.1
	2	8	21.6
	3	8	21.6
	4	10	27.1
	5	4	10.8
	6		
	7	4	10.8
	8		
	9		
	10		
平成30年 1月1日 現在	計	37	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
一般行政職	事務職員 技術職員	主事	主務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

エ 昇給

区分		分				合計	職 種	
職員数		数 (A)	(人)	数 (B)	(人)		一般行政職	
補正後	昇給に係る職員数	1号給	(人)			37		37
	内訳	2号給	(人)			29		29
		3号給	(人)			1		1
		4号給	(人)			28		28
	比率 (B)/(A)	(%)				78.4		78.4
補正前	職員数	数 (A)	(人)			37		37
	昇給に係る職員数	数 (B)	(人)			27		27
	内訳	1号給	(人)					
		2号給	(人)					
		3号給	(人)			2		2
		4号給	(人)			25		25
	比率 (B)/(A)	(%)				73.0		73.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月	(月分)	12月 (月分)			
補正後	2.125		2.275	4.4	有	国と同じ
補正前	2.125		2.275	4.4	有	国と同じ
国の制度	2.125		2.275	4.4	有	

カ 地域手当

支給対象地域	5級地
支給率(%)	10
支給対象職員数(人)	37
国の指定基準に基づく支給率(%)	10

キ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	配偶者の扶養手当額
住居手当	同じ	
通勤手当	同じ	交通機関利用者 自動車利用者
	異なる	2km以上5km未満6,500円(国は2,000円)、5km以上10km未満8,500円(国は4,200円)、10km以上15km未満10,500円(国は7,100円)、15km以上20km未満12,500円(国は10,000円)、20km以上25km未満15,000円(国は12,900円)、25km以上30km未満17,500円(国は15,800円)、30km以上35km未満20,000円(国は18,700円)、35km以上40km未満22,500円(国は21,600円)、40km以上45km未満25,000円(国は24,400円)、45km以上27,500円(国は45km以上50km未満26,200円、50km以上55km未満28,000円、55km以上60km未満29,800円、60km以上31,600円)

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

会 計 款 性 質 区 分	一 般 会 計										特 別 会 計				
	議 会 費	總 務 費	民 生 費	衛 生 費	勞 働 費	農 林 水 産 業 費	商 工 費	観 光 費	土 木 費	消 防 費	教 育 費	合 計	国 民 健 康 保 険	土 地 区 画 整 理 事 業	介 護 保 険
人 件 費	180	77,831	241,167	11,569	2,354	1,015	1,578	△ 50,218	△ 331	18,560	△ 86,068	217,637	13,000		△ 13,000
扶 助 費				5,600								5,600			
維 持 補 修 費									500			500			
物 件 費		89,870		7,000								96,870			
補 助 費 等		693										59,683			
投 資 的 経 費		700	△ 247,348	2,300		2,500			△ 65,908	200	4,517,600	4,210,044		2,000	
普 通 建 設 事 業		700	△ 247,348	2,300		2,500			△ 65,908	200	4,517,600	4,210,044		2,000	
補 助			△ 251,348								2,489,943	2,238,595			
単 独		700	4,000	2,300		2,500			△ 65,908	200	2,027,657	1,971,449		2,000	
繰 出 金									2,000			2,000			
計	180	169,094	△ 6,181	26,469	2,354	62,505	1,578	△ 50,218	△ 63,739	18,760	4,431,532	4,592,334	13,000	2,000	△ 13,000

物件費及び維持補修費の内訳表

(単位:千円)

附表1

節 會計及び款	共 済 費	賃 金	需 用 費	細 節				役 務 費	細 節		委 託 料	使 用 料 及 賃 借 料	維 補 持 費	計
				消 品 耗 費	燃 料 費	印 刷 製 本 費	通 信 運 搬 費							
総 務 費	1,793	87,057	593	293		300	53	53	157	217				89,870
衛 生 費			7,000		7,000									7,000
土 木 費													500	500
一 般 会 計 合 計	1,793	87,057	7,593	293	7,000	300	53	53	157	217			500	97,370

繰出金・その他経費の内訳表

(単位:千円)

附表2

節 会計及び款	報 酬	負担 補助 交付金	助 費	繰 出 金	計
総 務 費	1,474	1,206			2,680
衛 生 費			5,600		5,600
農林水産業費		58,990			58,990
土 木 費				2,000	2,000
消 防 費		7			7
教 育 費		181			181
一般会計合計	1,474	60,384	5,600	2,000	69,458

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明
				国	県	地方債	その他	
総務費			700					
	単	庁舎等施設整備事業	700					
民生費			△ 247,348	△ 220,402		△ 26,900	△ 46	
	補単	高齢者福祉施設整備事業	27,160	27,160			—	高齢者福祉施設整備費補助
	補単	児童福祉施設整備事業	△ 274,508	△ 247,562		△ 26,900	△ 46	施設整備、減額更正
衛生費			2,300					
	単	保健衛生施設整備事業	1,100				1,100	
	単	清掃施設整備事業	1,200				1,200	
農林水産業費			2,500					
	単	土地基盤整備事業	2,500					
			△ 65,908			△ 84,700	18,792	
土木費	単	道路橋梁新設改良事業	11,500				11,500	
	単	河川堤防改修事業	△ 84,608			△ 84,700	92	減額更正
	単	街路事業	5,200				5,200	
	単	公園事業	1,000				1,000	
	単	公営住宅整備事業	1,000				1,000	

消 防 費										200		
	単	消 防 施 設 整 備 事 業								200		
教 育 費							3,687,900			△ 281		
	補	小 学 校 施 設 整 備 事 業				829,981				△ 48	空調設備整備、ブロック塀等改修	
	補	中 学 校 施 設 整 備 事 業				279,463				△ 263	空調設備整備、ブロック塀等改修	
	単	高 等 学 校 施 設 整 備 事 業								—	講堂建替	
	補	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業				41,270				30	空調設備整備	
一 般 会 計 合 計												
西 大 寺 駅										△ 1,000		
南 地 区 土 地 区 画 整 理 費	単	西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業								△ 1,000		
J R 奈 良 駅										3,000		
南 地 区 土 地 区 画 整 理 費	単	J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業								3,000		
特 別 会 計 合 計												
総 計												
						609,579				26,165		

平成30年度奈良市水道事業会計 補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	8,745,000千円	△78,481千円	8,666,519千円
第1項 営業費用	8,172,434千円	△78,481千円	8,093,953千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,098,336千円」を「不足する額2,137,497千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,032,976千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,072,137千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	3,622,336千円	39,161千円	3,661,497千円
第1項 建設改良費	1,733,932千円	39,161千円	1,773,093千円

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	平城西池配水更新工事	745,200 千円	30	79,164 千円	600,000 千円	30	42,986 千円
				31	351,216		31	273,456
				32	314,820		32	283,558

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,559,119千円	△88,571千円	1,470,548千円

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
2. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第2号）
3. 平成30年度 奈良市水道事業給与費明細書（第2号）
4. 平成30年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第2号）
5. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算（第2号）参考書

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			8,745,000	△ 78,481	8,666,519	
	1. 営 業 費 用		8,172,434	△ 78,481	8,093,953	
		1. 原水及び浄水費	2,415,843	△ 28,544	2,387,299	
		2. 配 水 費	439,139	△ 15,494	423,645	
		3. 給 水 費	178,947	678	179,625	
		4. 施設管理費	502,838	17,647	520,485	
		5. 受託工事費	24,446	432	24,878	
		6. 業 務 費	337,778	387	338,165	
		7. 総 係 費	879,703	△ 66,484	813,219	
		8. 東部管理費	111,046	13,270	124,316	
		9. 都祁管理費	146,251	△ 16	146,235	
		10. 月ヶ瀬管理費	60,449	△ 357	60,092	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			3,622,336	39,161	3,661,497	
	1. 建設改良費		1,733,932	39,161	1,773,093	
		1. 配水施設費	92,756	6,798	99,554	
		2. 施 設 費	475,302	△15,167	460,135	
		3. 配水施設改良費	959,147	47,722	1,006,869	
		4. 受託配水管改良費	88,089	△192	87,897	

平成30年度奈良市水道事業会計補正予定

キャッシュ・フロー計算書（第2号）

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	404,584
減価償却費	3,040,198
引当金の増減額（△は減少）	8,298
長期前受金戻入額	△ 1,292,554
受取利息	△ 400
支払利息	249,986
ダム負担金利息	78,155
固定資産除却損	35,796
未収金の増減額（△は増加）	117,728
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 47,067
未払金の増減額（△は減少）	△ 74,239
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 64,003
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 2
小計	2,456,480
利息の受取額	400
利息の支払額	△ 328,141
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,128,739

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,833,372
負担金による収入	566,445
分担金による収入	302,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 964,846

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	696,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,097,472
長期割賦金の償還による支出	△ 691,465
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,092,337

資金増加額	71,556
資金期首残高	5,712,045
資金期末残高	5,783,601

平成30年度奈良市水道事業給与費明細書（第2号）

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	117 [20]	539,908	473,876	1,013,784	196,020	1,209,804
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		30 [1]	119,630	96,708	216,338	44,406	260,744
	合 計	1	147 [21]	659,538	570,584	1,230,122	240,426	1,470,548
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	122 [21]	559,879	524,225	1,084,104	204,181	1,288,285
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		31	124,293	100,067	224,360	46,474	270,834
	合 計	1	153 [21]	684,172	624,292	1,308,464	250,655	1,559,119
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員		△ 5 [△ 1]	△ 19,971	△ 50,349	△ 70,320	△ 8,161	△ 78,481
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		△ 1 [1]	△ 4,663	△ 3,359	△ 8,022	△ 2,068	△ 10,090
	合 計		△ 6	△ 24,634	△ 53,708	△ 78,342	△ 10,229	△ 88,571

[] は再任用職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勉 勵	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
	補正後		32,489	25,724	72,094	9,229	21,930	230	40,963	177,429	113,655	1,029		15,115	60,697
	補正前		34,481	27,396	75,812	10,990	22,912	251	40,049	183,202	123,398	1,394		16,520	87,887
	比 較		△ 1,992	△ 1,672	△ 3,718	△ 1,761	△ 982	△ 21	914	△ 5,773	△ 9,743	△ 365		△ 1,405	△ 27,190

2. 給料及び手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 24,634	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 24,634	
手 当	△ 53,708	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 53,708	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平均給料月額 (円)	334,116
平均給与月額 (円)	453,804
平 均 年 齢 (歳)	42.8
平均給料月額 (円)	336,830
平均給与月額 (円)	435,239
平 均 年 齢 (歳)	42.7

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
高 校 卒	151,500	同 左
短 大 卒	162,700	
大 学 卒	185,800	

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成30年10月1日現在	1	4	2.7
	2	20	13.6
	3	39 〔21〕	26.5 〔100.0〕
	4	40	27.2
	5	27	18.4
	6	4	2.7
	7	8	5.4
	8	3	2.1
	9	2	1.4
	10		
平成30年1月1日現在	計	147 〔21〕	100.0 〔100.0〕
	1	4	2.6
	2	22	14.2
	3	45 〔22〕	29.0 〔100.0〕
	4	39	25.2
	5	26	16.8
	6	4	2.6
	7	10	6.4
	8	2	1.3
	9	3	1.9
	10		
	計	155 〔22〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
分	事務職員 技術職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級

(4) 昇給

区		分		一 般 職		
補 正 後	職 員 数	(A) (人)		1 4 7		
	昇給に係る職員数	(B) (人)		1 0 3		
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)		1 1	
		4号給	(人)		9 2	
比 率(B) / (A)	(%)		7 0 . 1			
補 正 前	職 員 数	(A) (人)		1 5 3		
	昇給に係る職員数	(B) (人)		1 0 3		
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)			
		2号給	(人)			
		3号給	(人)		6	
		4号給	(人)		9 7	
比 率(B) / (A)	(%)		6 7 . 3			

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率	0.03
支給対象職員の比率（平成30年10月1日現在）	40.82
代表的な特殊勤務手当の名称	現場処理事業手当、有害物等取扱業務手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	
補 正 前	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	
一般会計の制度	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成30年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第2号）

（平成31年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		4,139,171	
ロ 建 物	4,579,087		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,022,912</u>	2,556,175	
ハ 構 築 物	86,465,622		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 43,725,472</u>	42,740,150	
ニ 機 械 及 び 装 置	19,227,218		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,095,348</u>	5,131,870	
ホ 車 両 運 搬 具	110,093		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 71,651</u>	38,442	
ヘ 器 具 備 品	171,044		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 120,423</u>	50,621	
ト 建 設 仮 勘 定		258,749	
有 形 固 定 資 産 合 計			54,915,178
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ ダ ム 使 用 権		19,631,620	
ロ 水 利 権		63,645	
ハ その他無形固定資産		1,248,579	
無 形 固 定 資 産 合 計			20,943,844
(3) 投 資			
イ 出 資 金		3,175	
投 資 合 計			<u>3,175</u>
固 定 資 産 合 計			75,862,197
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		5,783,601	
(2) 未 収 金	773,778		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 46,064</u>	727,714	
(3) 貯 蔵 品		29,916	
(4) 前 払 金		96,509	
(5) 短 期 貸 付 金		42,899	
(6) そ の 他 流 動 資 産		1,114	
流 動 資 産 合 計			<u>6,681,753</u>
資 産 合 計			<u><u>82,543,950</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

14,720,097

企 業 債 合 計

14,720,097

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

1,186,979

引 当 金 合 計

1,186,979

(3) 長 期 未 払 割 賦 金

固 定 負 債 合 計

1,173,291

17,080,367

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

1,038,970

企 業 債 合 計

1,038,970

(2) ダ ム 割 賦 負 担 金

556,523

(3) 未 払 金

334,262

(4) 前 受 金

16,745

(5) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金

109,512

引 当 金 合 計

109,512

(6) 預 り 金

390,563

流 動 負 債 合 計

2,446,575

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

52,099,042

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 22,858,242

29,240,800

繰 延 収 益 合 計

29,240,800

負 債 合 計

48,767,742

資 本 の 部		
6. 資 本 金		11,982,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負担金その他諸収入	11,743,704	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	700,000	
ロ 水 道 老 朽 施 設		
更 新 積 立 金	2,000,000	
ハ 当 年 度 未 処 分		
利 益 剰 余 金	476,361	
利 益 剰 余 金 合 計		3,176,361
剰 余 金 合 計		21,793,257
資 本 合 計		33,776,208
負 債 資 本 合 計		82,543,950

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第2号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費				8,745,000	△78,481	8,666,519	
	1. 営業費用			8,172,434	△78,481	8,093,953	
		1. 原水及び浄水費		2,415,843	△28,544	2,387,299	
			(1) 給料	89,822	△15,250	74,572	
			(2) 手当	50,624	△4,808	45,816	
			(3) 賞与引当金繰入額	15,541	△3,051	12,490	
			(6) 法定福利費	30,549	△5,435	25,114	
		2. 配水費		439,139	△15,494	423,645	
			(1) 給料	39,708	△7,179	32,529	
			(2) 手当	24,852	△4,436	20,416	
			(3) 賞与引当金繰入額	6,559	△1,230	5,329	
			(6) 法定福利費	13,652	△2,649	11,003	
		3. 給水費		178,947	678	179,625	
			(1) 給料	53,073	1,295	54,368	
			(2) 手当	30,088	△255	29,833	
			(3) 賞与引当金繰入額	8,644	△334	8,310	
			(6) 法定福利費	17,789	△28	17,761	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		4. 施設管理費		502,838	17,647	520,485	
			(1) 給 料	75,299	8,320	83,619	
			(2) 手 当	45,317	5,200	50,517	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	12,924	1,736	14,660	
			(6) 法定福利費	25,641	2,391	28,032	
		5. 受託工事費		24,446	432	24,878	
			(2) 手 当	5,884	193	6,077	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	1,609	60	1,669	
			(6) 法定福利費	3,061	179	3,240	
		6. 業 務 費		337,778	387	338,165	
			(1) 給 料	23,170	△333	22,837	
			(2) 手 当	12,668	239	12,907	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	3,442	△79	3,363	
			(6) 法定福利費	7,494	560	8,054	
		7. 総 係 費		879,703	△66,484	813,219	
			(1) 給 料	237,254	△14,392	222,862	
			(2) 手 当	163,858	△19,236	144,622	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	38,177	△1,802	36,375	
			(6) 法定福利費	77,843	△3,864	73,979	
			(8) 退職給付費	87,887	△27,190	60,697	
		8. 東部管理費		111,046	13,270	124,316	
			(1) 給 料	21,373	7,568	28,941	
			(2) 手 当	14,835	3,541	18,376	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	4,359	373	4,732	
			(6) 法定福利費	8,751	1,788	10,539	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		9.都祁管理費		146,251	△16	146,235	
			(2)手 当	5,180	△77	5,103	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	1,061	△49	1,012	
			(6)法定福利費	2,183	110	2,293	
		10.月ヶ瀬 管 理 費		60,449	△357	60,092	
			(2)手 当	5,136	△223	4,913	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	822	△13	809	
			(6)法定福利費	1,976	△121	1,855	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 出 支				3,622,336	39,161	3,661,497	
	1. 建 設 改 良 費			1,733,932	39,161	1,773,093	
		1. 配水施設費		92,756	6,798	99,554	
			(1)給 料	30,651	3,232	33,883	
			(2)手 当	20,666	2,157	22,823	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	5,826	412	6,238	
			(6)法定福利費	10,747	997	11,744	

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		2.施 設 費		475,302	△15,167	460,135	
			(1)給 料	13,302	700	14,002	
			(2)手 当	9,227	248	9,475	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	2,195	112	2,307	
			(6)法定福利費	4,749	16	4,765	
			(25)工事請負費	397,656	△16,243	381,413	
		3.配水施設 改 良 費		959,147	47,722	1,006,869	
			(1)給 料	67,621	△7,851	59,770	
			(2)手 当	43,028	△5,423	37,605	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	11,615	△1,548	10,067	
			(6)法定福利費	23,243	△2,950	20,293	
			(25)工事請負費	697,626	65,494	763,120	
		4.受託配水管 改 良 費		88,089	△192	87,897	
			(1)給 料	12,719	△744	11,975	
			(2)手 当	8,605	799	9,404	
			(3)賞与引当金 繰 入 額	2,274	△123	2,151	
			(6)法定福利費	4,366	△124	4,242	

平成30年度奈良市下水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度奈良市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	7,883,000千円	8,135千円	7,891,135千円
第1項 営業費用	7,136,946千円	8,135千円	7,145,081千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額773,000千円」を「不足する額775,405千円」に、「過年度分損益勘定留保資金773,000千円」を「過年度分損益勘定留保資金775,405千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	4,349,000千円	2,405千円	4,351,405千円
第1項 建設改良費	743,797千円	2,405千円	746,202千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	243,167千円	10,540千円	253,707千円

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

附 属 書 類

1. 平成30年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成30年度 奈良市下水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成30年度 奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）
4. 平成30年度 奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
5. 平成30年度 奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成30年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			7,883,000	8,135	7,891,135	
	1. 営業費用		7,136,946	8,135	7,145,081	
		1. 管 渠 費	220,277	△779	219,498	
		4. 普及指導費	69,694	1,365	71,059	
		6. 総 係 費	151,319	7,549	158,868	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			4,349,000	2,405	4,351,405	
	1. 建設改良費		743,797	2,405	746,202	
		1. 管渠建設費	287,771	2,405	290,176	

平成30年度奈良市下水道事業会計補正予定

キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 518,688
減価償却費	3,902,867
引当金の増減額（△は減少）	8,313
長期前受金戻入額	△ 2,368,087
支払利息	565,205
固定資産除却損	12,331
未収金の増減額（△は増加）	△ 2,030
未払金の増減額（△は減少）	△ 3,922
未払消費税等の増減額（△は減少）	11,034
小計	1,607,023
利息の支払額	△ 565,205
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,041,818

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 493,138
無形固定資産の取得による支出	△ 229,905
国庫補助金等による収入	124,178
受益者負担金等による収入	10,738
一般会計からの繰入金による収入	1,416,106
投資活動によるキャッシュ・フロー	827,979

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,949,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,592,074
リース債務の返済による支出	△ 1,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,644,778

資金増加額	225,019
資金期首残高	672,820
資金期末残高	897,839

平成30年度奈良市下水道事業給与費明細書（第1号）

1. 総括

（単位：千円）

区 分	職 員 数（人）		給 与 費				法定福利費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	報 酬	計		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	17	[5]	82,015	75,021	157,036	29,604	186,640
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	8		31,734	23,667	55,401	11,666	67,067
	合 計	25	[5]	113,749	98,688	212,437	41,270	253,707
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	16	[6]	78,340	72,517	150,857	27,648	178,505
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	7		29,771	23,678	53,449	11,213	64,662
	合 計	23	[6]	108,111	96,195	204,306	38,861	243,167
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	[△ 1]	3,675	2,504	6,179	1,956	8,135
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	1		1,963	△ 11	1,952	453	2,405
	合 計	2	[△ 1]	5,638	2,493	8,131	2,409	10,540

〔 〕 は再任用職員の外数

(単位：千円)

手当の内訳	区 分	初任給	管理職	扶 養	地 域	住 居	通 勤	特殊勤務	時間外 勤 務	期 末	勉 勵	管理職員 特別勤務	特 例 一時金	児 童	退 職 給付費
	補正後		5,097	4,080	12,320	1,395	3,609	60	8,978	30,533	20,082	207		2,330	9,977
	補正前		4,510	4,746	11,783	1,427	3,261	46	9,892	28,859	19,663	270		2,530	9,208
	比 較		587	△ 666	537	△ 32	348	14	△ 914	1,674	419	△ 63		△ 200	769

2. 給料及び手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	5,638	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	5,638	
手 当	2,493	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	2,493	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一 般 職
平成30年10月1日現在	平均給料月額 (円) 342,580
	平均給与月額 (円) 457,538
	平均年齢 (歳) 43.6
平成30年1月1日現在	平均給料月額 (円) 332,717
	平均給与月額 (円) 427,750
	平均年齢 (歳) 42.0

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度 (円)
平成30年1月1日	高 校 卒 151,500	同 左
	短 大 卒 162,700	
	大 学 卒 185,800	

(3) 級別職員数 [] は再任用職員の職員数及び構成比 (単位：人・%)

区 分	一 般 職		
	級	職 員 数	構 成 比
平成30年10月1日現在	1		
	2	2	8.0
	3	7 〔5〕	28.0 〔100.0〕
	4	9	36.0
	5	4	16.0
	6	1	4.0
	7	1	4.0
	8	1	4.0
	9		
	10		
	計	25 〔5〕	100.0 〔100.0〕
平成30年1月1日現在	1		
	2	4	17.4
	3	6 〔6〕	26.1 〔100.0〕
	4	7	30.4
	5	3	13.0
	6	1	4.4
	7	2	8.7
	8		
	9		
	10		
	計	23 〔6〕	100.0 〔100.0〕

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
	事務職員	主 事	主 務	係長級	課長補佐級	主幹級	課長級	次長級	部長級	部長級
	技術職員									

(4) 昇給

区 分		一 般 職		
補 正 後	職 員 数	(A) (人)	2 5	
	昇給に係る職員数	(B) (人)	1 7	
	号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)	
		2号給	(人)	
		3号給	1	
		4号給	1 6	
	比 率 (B) / (A)	(%)	6 8. 0	
	補 正 前	職 員 数	(A) (人)	2 3
		昇給に係る職員数	(B) (人)	1 6
		号 給 数 別 内 訳	1号給	(人)
2号給			(人)	
3号給			1	
4号給			1 5	
比 率 (B) / (A)		(%)	6 9. 6	

(5) 特殊勤務手当

区	分	一 般 職
給料総額に対する比率	(%)	0.05
支給対象職員の比率（平成30年10月1日現在）	(%)	56.00
代表的な特殊勤務手当の名称		現場処理事業手当

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	
補 正 前	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	
一般会計の制度	2.125 〔1.075〕	2.275 〔1.225〕	4.40 〔2.30〕	有	

〔 〕は再任用職員の支給率

(7) 定年退職及び定年前早期退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%～45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	同 じ					

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
地 域 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	同 じ	

平成30年度奈良市下水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成31年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		1,618,410	
ロ 建 物	612,055		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 137,150</u>	474,905	
ハ 構 築 物	112,573,114		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 17,265,720</u>	95,307,394	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,113,564		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,253,302</u>	1,860,262	
ホ 車 両 運 搬 具	4,821		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 645</u>	4,176	
ヘ 器 具 備 品	1,677		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 506</u>	1,171	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>162,460</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			99,428,778
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		<u>4,615,916</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>4,615,916</u>
固 定 資 産 合 計			<u>104,044,694</u>
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		897,839	
(2) 未 収 金	815,762		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 25,525</u>	790,237	
(3) 前 払 金		<u>104,500</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1,792,576</u>
資 産 合 計			<u><u>105,837,270</u></u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

38,043,522

企 業 債 合 計

38,043,522

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

48,373

引 当 金 合 計

48,373

固 定 負 債 合 計

38,091,895

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,563,561

企 業 債 合 計

3,563,561

(2) 未 払 金

598,358

(3) 引 当 金

イ 賞与引当金

18,508

引 当 金 合 計

18,508

流 動 負 債 合 計

4,180,427

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

76,281,210

(2) 収 益 化 累 計 額

△ 11,484,826

64,796,384

繰 延 収 益 合 計

64,796,384

負 債 合 計

107,068,706

	資 本 の 部	
6. 資 本 金		365,118
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	687,037	
ロ その他資本剰余金	<u>661,018</u>	
資本剰余金合計		1,348,055
(2) 欠 損 金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>2,944,609</u>	
欠 損 金 合 計		<u>2,944,609</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 1,596,554</u>
資 本 合 計		<u>△ 1,231,436</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>105,837,270</u></u>

平成30年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下 水 道 事業費用				7,883,000	8,135	7,891,135	
	1. 営業費用			7,136,946	8,135	7,145,081	
		1. 管 渠 費		220,277	△779	219,498	
			(1) 給 料	20,160	548	20,708	
			(2) 手 当	14,331	△1,685	12,646	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	3,019	240	3,259	
			(6) 法定福利費	6,562	118	6,680	
		4. 普及指導費		69,694	1,365	71,059	
			(1) 給 料	19,332	△607	18,725	
			(2) 手 当	8,603	1,436	10,039	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	2,597	236	2,833	
			(6) 法定福利費	5,532	300	5,832	
		6. 総 係 費		151,319	7,549	158,868	
			(1) 給 料	38,848	3,734	42,582	
			(2) 手 当	29,888	1,220	31,108	
			(3) 賞与引当金 繰 入 額	6,802	513	7,315	
			(6) 法定福利費	13,623	1,313	14,936	
			(8) 退職給付費	9,208	769	9,977	

資 本 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出				4,349,000	2,405	4,351,405	
	1. 建設改良費			743,797	2,405	746,202	
		1. 管渠建設費		287,771	2,405	290,176	
			(1) 給 料	29,771	1,963	31,734	
			(2) 手 当	19,234	162	19,396	
			(3) 賞与引当金繰入額	5,285	△184	5,101	
			(6) 法定福利費	10,372	464	10,836	

奈良市行政組織条例の一部改正について

奈良市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例（平成 1 3 年奈良市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「次の部」を「次の部等」に、「総

合政策部」を「危機管理監
総合政策部」に、「
財務部
市民生活部
市民活動部」を「総務部
市民部」に、「建設部
会計契約部」を「建

設部」に改める。

第 2 条中「部の分掌事務」を「部等の分掌事務」に改め、同条総合政策部の部分の前に次のように加える。

危機管理監

- (1) 危機管理及び防災に関すること。
- (2) 市民の安全に関すること。

第 2 条総合政策部の部分中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。

第 2 条総合政策部の部分の第 8 号を次のように改める。

- (8) 情報化に関すること。

第 2 条総合政策部の部分の第 9 号を削り、同条総務部の部分中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 行財政改革に関すること。

第2条総務部の部分の第5号を次のように改める。

- (5) 予算その他の財務に関すること。

第2条総務部の部分中第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

- (6) 公有財産の管理及び活用に関すること。
- (7) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 契約に関すること。
- (9) 技術監理及び工事検査に関すること。
- (10) 経理事務の適正執行に関すること。

第2条財務部の部分を削り、同条市民生活部の部分中「市民生活部」を「市民部」に改め、同部分中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同部分に次の6号を加える。

- (4) 市民活動に関すること。
- (5) 住居表示に関すること。
- (6) 文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く。）。
- (7) スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- (8) 人権施策に関すること。
- (9) 男女共同参画施策に関すること。

第2条市民活動部の部分を削り、同条都市整備部の部分に次の2号を加える。

- (7) 交通施策に関すること。
- (8) 住宅に関すること。

第2条建設部の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条会計契約部の部分を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（奈良市スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正）

- 2 奈良市スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市民活動部」を「市民部」に改める。

(提案理由)

簡素で効率的な行政組織の確立のため、本市の行政組織の見直しを行い、各部の分掌事務を定めるほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部改正について

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例の一部を改正する条例

奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成16年奈良市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条第1項第1号中「（第3号を除く。）」を削る。

第4条の2第2項を削る。

第4条の3第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

月ヶ瀬福祉センターの実施事業について、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ごみ、燃え殻等の処分の項中「60 円」を「100 円」に、「100 円」を「160 円」に改める。

別表第 2 中「200 円」を「260 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。

（提案理由）

一般廃棄物処理手数料を改定し、受益者の費用負担の適正化を図るほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年奈良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1項を加える。

7 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。

第9条及び第12条第1項中「第8号」を「第7号」に改める。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（印鑑登録証明書の交付）」を付し、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「、印鑑登録証」の次に「（前項の規定による申請にあつては、個人番号カード）」を、「当該申請」の次に「が適正であることを確認した上で当該申請」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をするときは、個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 前条の規定にかかわらず、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けた登

録者は、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスの開始、印鑑登録原票の電子化等に伴う規定の整備を行おうとするものである。

奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成 8 年奈良市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

奈良市大安寺西地域ふれあい会館	奈良市四条大路南町 1 番 2 2 号
奈良市東里地域ふれあい会館	奈良市須川町 7 7 6 番地

別表奈良市都跡地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市大安寺西地域ふれあい会館	和室 1	2 0 0
	和室 2	2 0 0
	小会議室	1 5 0
	大会議室	6 3 0
奈良市東里地域ふれあい会館	和室 1	1 7 0
	和室 2	2 1 0
	会議室	1 9 0
	大会議室	6 5 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(奈良市公民館条例の一部改正)

- 2 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項の表三笠公民館大安寺西分館の項及び興東公民館東里分館の項を削る。

(提案理由)

三笠公民館大安寺西分館及び興東公民館東里分館を地域ふれあい会館に移行しようとするものである。

奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成 22 年奈良市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西 地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画中登 美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定めら れた区域
-----------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁 目西地区整備計 画区域	1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表 1 の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表 1 の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体を勾配屋根（当該屋根の勾配が 10 分の 3 から 10 分の 7 までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の 20 分の 1 未満の面積までこの表の付表 1 の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。 3 建築物の外壁のデザインについては、ストライプや模様を用いた連続する配色は避け、景観に配慮すること。 4 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。
---------------------------	--

	5 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。 6 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 7 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。 8 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、B地区における各屋外広告物の表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。
--	--

別表第2の付表1の建築物の屋根の表に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	0.0R以上10.0R未満	4未満	2
	0.0Y R以上5.0Y R未満	4未満	2
	5.0Y R以上10.0Y R未満	4未満	3
	0.0Y以上5.0Y未満	4未満	3
	5.0Y以上10.0Y以下	4未満	2
	その他の色相	4未満	2
	無彩色	4未満	－

別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	全ての建築物	0.0R以上5.0R未満	8未満	2
			8以上	1
		5.0R以上10.0R未満	5未満	4
			5以上8未満	2
			8以上	1
		0.0Y R以上5.0Y R未満	5未満	6
			5以上7未満	3
			7以上8未満	2
			8以上9未満	1

		5.0Y R 以上10.0Y R 未満	5 未満	6
			5 以上 6 未満	4
			6 以上 7 未満	3
			7 以上 8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		0.0Y 以上5.0Y 未満	5 未満	6
			5 以上 8 未満	4
			8 以上 9 未満	3
			9 以上	2
		5.0Y 以上10.0Y 未満	5 未満	6
			5 以上 8 未満	3
			8 以上 9 未満	2
			9 以上	1
		その他の色相	8 未満	2
			8 以上 9 未満	1
		無彩色	9 以下	－

別表第2の付表2に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
		位置	敷地境界線を越えて掲出できない。
		照明	1 点滅しないものに限る。 2 動画等を表示するものは、設置できない。 3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。
		色彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。
	屋上広告物		表示し、又は設置できない。

壁面広告物	1 表示面積は、10平方メートル以下とし、当該壁面の5分の1以下とする（A地区に限る。）。 2 壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 3 窓ガラス面へは、掲出できない。
塀垣広告物	設置できない。
広告塔	1 1敷地につき1基までとし、高さは、6メートル以下とする。 2 総表示面積は、20平方メートル以下とし、1面の表示面積は、10平方メートル以下とする（A地区に限る。）。
広告板	1 1敷地に2基までとする。 2 表示面積は、10平方メートル以下とする（A地区に限る。）。
広告幕 気球広告物	イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する。
アーチ広告物 はり札 はり紙 立看板	設置できない。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

（提案理由）

建築物等の形態意匠の制限を適用する区域に中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域を追加しようとするものである。

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年奈良市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西 地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画 中登美ヶ丘五丁目西地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-----------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

中登美ヶ丘 五丁目西地 区整備計画 区域	A 地区	(1) ホテル又は旅館 (2) 自動車教習所 (3) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が 15 平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (5) 公衆浴場 (6) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。）
	B 地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この

	項において同じ。) (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。） オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの カ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） (3) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所 (4) 巡査派出所 (5) 公衆電話所 (6) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (7) 路線バスの停留所の上家 (8) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。） 建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部について敷地の過半の属する地区についての建築物の用途の制限を適用する。
--	---

別表第4に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域	165平方メートル（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合においては、その敷地面積が165平方メートル）	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
-------------------	---	--

別表第5に次のように加える。

中登美ヶ丘五丁目西 地区整備計画区域	A 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
-----------------------	------	--	---

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

(提案理由)

建築物の用途の制限等を適用する区域に中登美ヶ丘五丁目西地区整備計画区域を追加しようとするものである。

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の 一部改正について

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 58 年奈良市条例第 16 号）の
一部を次のように改正する。

別表奈良市南消防署の項中「西大寺国見町二丁目」の次に「、西大寺国見町三丁目」を、
「大安寺七丁目」の次に「、菅原東一丁目、菅原東二丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 21 日から施行する。

（提案理由）

菅原東一丁目、菅原東二丁目及び西大寺国見町三丁目の新設に伴い、南消防署の管轄区域の規定を改めようとするものである。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2 奈良市公共下水道事業の項を次のように改める。

奈良市 公共下 水道事 業	都市計画 公共下 水道事業	下水道法（昭和33年 法律第79号）第4条 第1項の規定により定 めた事業計画に定める 区域（月ヶ瀬尾山の一 部、月ヶ瀬長引の一部、 月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ 瀬月瀬の一部、月ヶ瀬 桃香野の一部を除く。）	人	立方メートル
			320,650	143,437
奈良市 公共下 水道事 業	月ヶ瀬公 共下水道 事業	下水道法第4条第1項 の規定により定めた 事業計画に定める区 域（月ヶ瀬尾山の一 部、月ヶ瀬長引の一部、 月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ 瀬月瀬の一部、月ヶ瀬 桃香野の一部に限る。）	870	310

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 2 奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「月ヶ瀬地区の事業」を「月ヶ瀬公共下水道事業」に改め、同条中「奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、」を削り、「奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外」を「奈良市公共下水道事業のうち月ヶ瀬公共下水道事業」に改める。

(提案理由)

事業計画の変更に伴う改正を行うほか、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第6号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第13条中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長が定める基準に基づき」を、「できる」の次に「ものとする」を加える。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市立奈良病院の診療科目の名称を変更するほか、利用料金の減免等に係る規定を明確化しようとするものである。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水門町49番地の2

入江泰吉旧居

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市入江泰吉旧居条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉旧居の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南京終町201番地の12

奈良市済美地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

濟美地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市済美地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市丹生町847番地

奈良市柳生地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

© 2006 The Authors

丹生町自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京三丁目18番地

奈良市右京地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称



右京地区自治連合会

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市右京地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市朱雀二丁目12番地

奈良市朱雀地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称



朱雀地区自治連合会

会長



3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町99番地の1

奈良市東市地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

東市地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東市地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目4番地の1

奈良市左京地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

左京地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市左京地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市百楽園四丁目1番20-5号

奈良市青和地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

青和地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青和地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町391番地の4

奈良市佐保川地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

佐保川地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西九条町二丁目2番地の44

奈良市辰市地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

辰市地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2

奈良市月瀬地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

月瀬自治会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市西大寺東町一丁目1番15号

奈良市西大寺北地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

西大寺北地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台二丁目902番地の239

奈良市佐保台地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

佐保台地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市佐保台地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路五丁目2番45号

奈良市都跡地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

████████████████████

都跡地区自治連合会

会長

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都跡地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市都跡地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町7番1号

なら100年会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

日本パーキング株式会社

代表取締役 岡本 政彦

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市阪原町1725番地

特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構

理事長 上中 信幸

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号

奈良市営JR奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営JR奈良駅第2駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

日本パーキング株式会社

代表取締役 岡本 政彦

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山2681番地

梅の郷月ヶ瀬温泉

月ヶ瀬温泉ふれあい市場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山2684番地の1

株式会社月ヶ瀬振興協会

代表取締役 小西 伸秀

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 梅の郷月ヶ瀬温泉の供用に関する事。
- (2) 奈良市特産品等直売施設条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (3) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関する事。
- (4) 梅の郷月ヶ瀬温泉及び月ヶ瀬温泉ふれあい市場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (5) その他市長が定める事。

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲川元庸

住所

氏 名 にし西 たに谷 ただ忠 お雄

履 歴 書

氏 名 西 谷 忠 雄
生年月日 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

学 歴
[Redacted] [Redacted]

職 歴
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成30年11月29日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名

ほり ひで のり
堀 英 則

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 堀 英 則
生年月日 [Redacted]
現 住 所 [Redacted]

学 歴
[Redacted] [Redacted]

職 歴
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted]